

議案第 53 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月25日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

生理休暇の名称を改める必要がある。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 1 9 年杉並区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 2 号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 8 年 4 月における改正後の第 1 2 条第 2 号の規定の適用については、同号中「健康管理休暇」とあるのは、「健康管理休暇（杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 8 年杉並区教育委員会規則第 号）による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則第 1 2 条第 2 号に規定する生理休暇を含む。））」とする。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（抄）

新	旧
(給与の減額) 第11条 略 第12条 条例第21条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 （１） 病気休暇 １回について、引き続き90日 （２） 健康管理休暇 １回について、引き続き２日	(給与の減額) 第11条 略 第12条 条例第21条第1項の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる休暇について、当該各号に定める日数とする。 （１） 病気休暇 １回について、引き続き90日 （２） 生理休暇 １回について、引き続き２日